

国・地域名

フランス

【更新】2020年6月

<p>人口・経済発展状況等</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口：1億2,616万1人（2019年11月確定値、総務省統計局） ●実質GDP成長率：0.7%（2019年度、内閣府） ●1人あたりGDP（名目）：4万1,021ドル（2019年、IMF） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 6,706 万人 ・ 実質GDP成長率 1.3 % ・ 1人あたりのGDP（名目） 4万1,761ドル ・ 在留邦人 4万4,261 人 ・ 訪日外客数 33.6 万人 ・ 日本食レストラン数 2,976 店 	<p>2020年1月1日時点（推定値）、フランス国立統計経済研究所（INSEE）</p> <p>2019年、フランス国立統計経済研究所（INSEE）</p> <p>2019年（推定値）、IMF（国際通貨基金）</p> <p>外務省「海外在留邦人数調査統計」令和元年版</p> <p>2019年、日本政府観光局（JNTO）</p> <p>2020年5月、Pages jaunes</p>	<p>市場規模（2019年、ユーロモニター）</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生鮮食品：102,295.4百万ドル ●加工食品：182,137.0百万ドル ●アルコール飲料：88,611.6百万ドル ●ソフトドリンク：65,184.5百万ドル ●ホットドリンク：7,397.0百万ドル ●健康ウェルネス飲食品(*)：53,690.1百万ドル ●外食フードサービス：204,715.7百万ドル ●小売・流通業(**)：275,617百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品 53,435.8 百万ドル ・ 加工食品 90,072.5 百万ドル ・ アルコール飲料 60,538.8 百万ドル ・ ソフトドリンク 20,078.2 百万ドル ・ ホットドリンク 5,369.5 百万ドル <p>※ 小売額。ホットドリンクはコーヒー、茶など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康ウェルネス飲食品 (*左記カテゴリーと重複) 22,272.6 百万ドル ・ 外食フードサービス 57,804.8 百万ドル ・ 小売・流通業 (**店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き) 276,153.4 百万ドル
<p>日本からの農林水産物輸出状況 (2019年農林水産物・食品の輸出実績 農林水産省)</p>	<p>15位 79億円 うち農産物73億円(92.5%)、林産物1億円(1.6%)、水産物5億円(5.9%)</p> <p>輸出額の多い品目： アルコール飲料（ウイスキー等）、醤油、緑茶、ソース混合調味料、かつお・まぐろ類</p>				
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に食習慣については保守的であり、ブームに乗りにくい特性があるが、一度浸透すればリピートする確率が高いと思われる。 ・ 夕方～夜に食前酒と共に軽食を食べる「アペリティフ」の習慣がある。食事（特に夕食）時にデザートを食べる割合が高い。 ・ 有機食品市場の成長が著しい。 				
<p>制度的制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉を除く生鮮肉は日本からの輸出は不可。牛肉については認定を受けた群馬県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の8施設からの出荷に限り可。 ・ 牛肉以外の肉類、乳、鶏卵に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可（2020年4月時点）（後述のとおり、乳、鶏卵の割合が50%未満の加工食品の輸出は2021年4月20日までに限り実質的に可能）。 ・ 日本産の魚介類、乳製品、鶏卵の含有割合が50%未満（肉工キスを含む肉類を含有しない）の加工食品については、EUHACCP認定の確認と証明の義務が免除され、実質的に輸出可能（2021年4月20日までの経過措置）。 ・ ただし、日本産の乳製品、鶏卵を含む加工食品は、日本にこれらの認定施設が1つも存在しないことを理由に輸入を拒否される可能性もある。 ・ 水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可（天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要）。 ・ 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある。例えば日本で使用が認められている一部の天然添加物の使用が認められていない。EUで使用できない添加物の例：赤106号（漬物）、クチナシ色素、ペニバナ色素、ペニコウジ色素など。 ・ 日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある。 ・ ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない。 ・ オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステムTRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある。 ・ フランスでは、食品に接触するすべての包装容器などについて、ビスフェノールAの使用が禁止。 ・ フランスでは、2020年1月1日から食品添加物の二酸化チタン（TiO2/E171）を使用した食品の流通が禁止されている。 <p><原発関連規制></p> <p>2019年11月14日から、福島県の大豆等を検査証明対象から除外する等、原発規制対象が変更された。2020年4月時点での規制措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質検査証明書を要求。 <ul style="list-style-type: none"> ①福島県：きのこ類、水産物（活魚・魚類の一部（ブリ、ヒラマサ、マダイ、シマアジ、カンパチ、クロマグロ、マサバ）・海藻・甲殻類・軟体動物を除く）、柿、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、コシアブラ） ②群馬県：きのこ類、一部の山菜類（コシアブラ、タラノキ） ③山形県、山梨県、静岡県：きのこ類、コシアブラ ④長野県、茨城県、新潟県：コシアブラ ⑤宮城県：きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、コシアブラ） ⑥47都道府県：上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品および飼料 ・ 原産都道府県を示す産地証明書を添付する。 <ul style="list-style-type: none"> 47都道府県：放射性物質検査証明の対象品目のうち、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、またはそれらの使用割合が50%を超える食品および飼料 				
<p>商流・物流・商習慣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産食品への需要の多くは外食需要で、小売需要は日系、アジア系の流通業者を中心に限定的。 ・ 現地系の流通業者による取り扱いは、種類は多くないが徐々に拡大している。日系、アジア系の流通業者は、幅広い価格帯の日本産食品の取り扱いがある。現時点での販路は、外食（特に日本食関連）が中心。 				
<p>日本食普及状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本食は好きな外国料理としてはイタリア料理、スペイン料理、中華料理に続くポジション。 ・ 人気の高い日本食は、寿司、刺身、焼き鳥等。パリ等の都市部では、寿司以外にもラーメン・餃子・弁当等幅広い日本食レストランが存在。抹茶・煎茶は健康によいイメージから人気がある。 ・ スーパーマーケットのなかで寿司を調理・販売する寿司スタンドが急速に増加。また、EU内で生産されたインスタントラーメン・味噌汁などを販売している店舗も多い。 ・ フランスの国内市場自体は、価格に非常に敏感であり、大衆向けに売る場合には価格競争力が求められる。一方、高級品市場では、日本産の品質に対する一定の信頼感が得られている。 				